

MR通信【11月号】

社会保険労務士法人マツザワサポート
ライフサポートまっざわ

〒950-1425 新潟市南区戸石 382-19

TEL 025(372)5215 FAX 025(372)5218

Eメール info@matsuzawa-support.com

URL http://matsuzawa-support.com

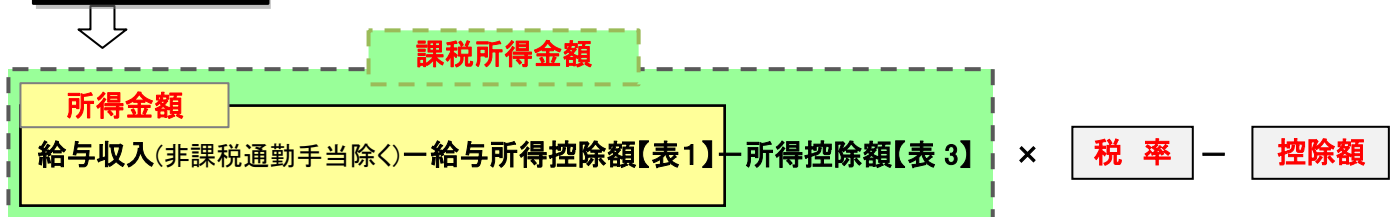
今月のテーマ

扶養の壁が変わる？所得税の改正内容とは

～平成30年から配偶者控除・配偶者特別控除が変わります～

所得税の計算

所得税額【表2】



【表1】給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
180万円以下	収入金額×40%(65万円に満たない場合は65万円)
180万円超 360万円以下	収入金額×30%+18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%+54万円
660万円超 1,000万円まで	収入金額×10%+120万円
1,000万円超	220万円(上限)

【表2】所得税額の速算表

(a)課税給与所得金額(千円未満切捨)	税率	控除額	所得税額
1,950,000円以下	5%	—	(a)×5%
1,950,000円超 3,300,000円以下	10%	97,500円	(a)×10% - 97,500円
3,300,000円超 6,950,000円以下	20%	427,500円	(a)×20% - 427,500円

所得税の扶養とは？

「扶養になれる人」とは、**所得金額が38万円**以下の方をいいます。

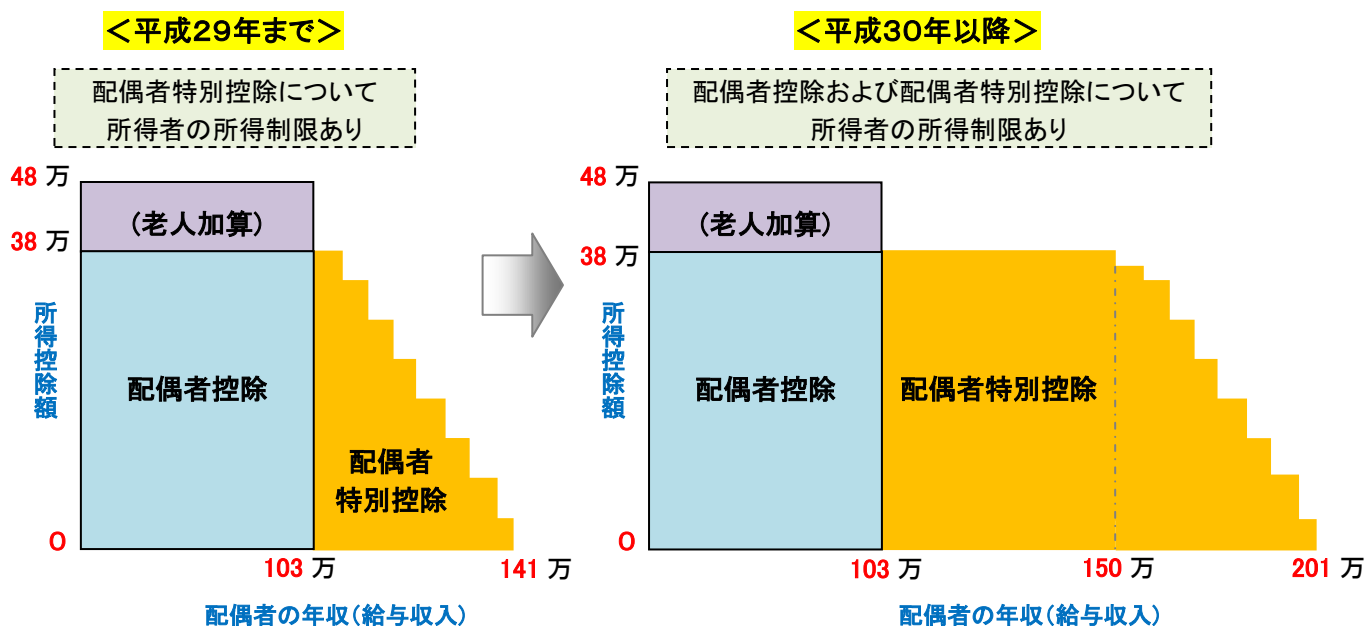
- * 給与収入だけの場合・・・給与収入 103万円以下(103万-65万=給与所得 38万)
- * 公的年金だけの場合
 - 65歳以上・・・年金収入 158万円以下(158万-120万=雑所得 38万)
 - 65歳未満・・・年金収入 108万円以下(108万-70万=雑所得 38万)
 (年金収入額は、介護保険や後期高齢者医療制度の保険料天引き前の金額です)

<所得税法上の扶養親族等の範囲> (赤字は、平成30年からの改正内容)

①同一生計配偶者	所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下(給与収入103万円以下)の人
②控除対象配偶者	①の同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下(給与収入1,220万円以下)の所得者の配偶者
③源泉控除対象配偶者	合計所得金額が900万円以下(給与収入1,120万円以下)の所得者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が85万円以下(給与収入150万円以下)の人
④扶養親族	所得者と生計を一にする親族(配偶者を除く。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、合計所得金額が38万円以下の人
⑤控除対象扶養親族	④の扶養親族のうち、16歳以上の人
⑥特定扶養親族	⑤の控除対象扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の人
⑦老人扶養親族	⑤の控除対象扶養親族のうち、70歳以上の人
⑧同居老親等	⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人
⑨障害者(特別障害者)	<p>所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> イ) 精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人…すべて特別障害者 ロ) 精神保健指定医などから知的障害者と特定された人 …このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者 ハ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 …このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者 ニ) 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載された人 …このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者 ホ) 戦傷病者手帳の交付を受けている人 …このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者 ヘ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人…すべて特別障害者 ト) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人…すべて特別障害者 チ) 精神又は身体に障害のある65歳以上の人で、町村長や福祉事務所長などからイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人 …このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者
⑩同居特別障害者	①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人
⑪寡婦	<p>所得者本人で、次に掲げる人</p> <ul style="list-style-type: none"> イ) 次のいずれかに該当する人で、④の扶養親族又は生計を一にする子(他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者、合計所得金額が38万円を超える者は除く)のある人 (a)夫と死別した後、婚姻していない人、(b)夫と離婚した後、婚姻していない人、(c)夫の生死が明らかでない人 ロ) 上記イ)に掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、合計所得金額が500万円以下(給与収入6,888,889円以下)の人 (a)夫と死別した後、婚姻していない人、(b)夫の生死が明らかでない人
⑫特別の寡婦	⑪の寡婦のうち、④の扶養親族である子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下(給与収入6,888,889円以下)の人
⑬寡夫	<p>所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑪の(イ)の生計を一にする子があり、かつ、合計所得金額が500万円以下(給与収入6,888,889円以下)の人</p> <p>(a)妻と死別した後、婚姻していない人、(b)妻と離婚した後、婚姻していない人、(c)妻の生死が明らかでない人</p>
⑭勤労学生	大学、高等学校など一定の要件を備えた学校の生徒等で、合計所得金額が65万円以下であって、そのうち給与と所得以外の所得金額が10万円以下の人

(※)青色事業専従者および白色事業専従者を除きます。

平成30年から、配偶者控除額・配偶者特別控除額が変わります！



【平成30年以降の配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表】

所得者の合計所得金額 (給与収入金額)	所得900万円以下 (収入 1,120万円以下)	
配偶者の所得金額(給与収入金額)		
配偶者の合計所得金額 38万円以下 (給与収入103万円以下)	38万円	配偶者 控除額
老人控除対象配偶者(70歳以上の老人加算)	48万円	
配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下 (給与収入103万円超150万円以下)	38万円	配偶者 特別控除額
配偶者の合計所得金額 85万円超 90万円以下 (給与収入150万円超155万円以下)	36万円	
配偶者の合計所得金額 90万円超 95万円以下 (給与収入155万円超160万円以下)	31万円	
配偶者の合計所得金額 95万円超 100万円以下 (給与収入160万円超1,667,999円以下)	26万円	
配偶者の合計所得金額 100万円超 105万円以下 (給与収入1,667,999円超1,751,999円以下)	21万円	
配偶者の合計所得金額 105万円超 110万円以下 (給与収入1,751,999円超1,831,999円以下)	16万円	
配偶者の合計所得金額 110万円超 115万円以下 (給与収入1,831,999円超1,903,999円以下)	11万円	
配偶者の合計所得金額 115万円超 120万円以下 (給与収入1,903,999円超1,971,999円以下)	6万円	
配偶者の合計所得金額 120万円超 123万円以下 (給与収入1,971,999円超2,015,999円以下)	3万円	
配偶者の合計所得金額 123万円超 (給与収入2,015,999円超→201万6千円以上)	0万円	

※ 所得者の合計所得金額が1,000万円超(給与収入1,220万円超)の場合は、控除なし。また、900万円超1,000万円以下(給与収入1,120万円超1,220万円以下)の場合は、控除額が軽減されます。

【表3】所得税と住民税の所得控除額

所得控除	所得税	住民税
社会保険料控除	支払った額	支払った額
小規模企業共済等掛金控除	支払った額	支払った額
生命保険料控除	支払った保険料の額に応じた額 (一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料に分けて計算し、それぞれの限度額 40,000 円、合計の限度額 120,000 円) (旧生命保険料又は旧個人年金保険料の場合は、各 50,000 円を限度)	支払った保険料の額に応じた額 (一般の生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料に分けて計算し、それぞれの限度額 28,000 円、合計の限度額 70,000 円) (旧生命保険料又は旧個人年金保険料の場合は、各 35,000 円を限度)
地震保険料控除	支払った保険料の合計額に相当する額(限度額 50,000 円) (旧長期損害保険特約の場合は、限度額 15,000 円)	支払った保険料の合計額の 1/2 に相当する額(限度額 25,000 円) (旧長期損害保険特約の場合は、限度額 10,000 円)
配偶者控除	38 万円(70 歳以上 48 万)	33 万円(70 歳以上 38 万)
配偶者特別控除	38 万円 (配偶者の所得に応じて調整あり)	33 万円 (配偶者の所得に応じて調整あり)
扶養控除	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の控除対象扶養親族 (16 歳～18 歳):38 万円 ・特定扶養親族 (19 歳～22 歳):63 万円 ・70 歳以上:48 万円 ・70 歳以上・同居:58 万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般の控除対象扶養親族 (16 歳～18 歳):33 万円 ・特定扶養親族 (19 歳～22 歳):45 万円 ・70 歳以上:38 万円 ・70 歳以上・同居:45 万円
障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ・本人:27 万円(特別障害者 40 万円) ・扶養家族又は控除対象配偶者:27 万円(特別障害者:同居 75 万、同居以外 40 万) 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人:26 万円(特別障害者 30 万円) ・扶養家族又は控除対象配偶者:26 万円(特別障害者:同居 53 万、同居以外 30 万)
寡婦(寡夫)控除	27 万円 (扶養親族の子を有し、かつ、合計所得金額が 500 万円以下の寡婦は 35 万円)	26 万円 (扶養親族の子を有し、かつ、合計所得金額が 500 万円以下の寡婦は 30 万円)
勤労学生控除	27 万円	26 万円
基礎控除	38 万円	33 万円
税額が直接控除されるもの		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	居住年によって、控除期間や控除額が異なります。 初年度は確定申告、2 年目以降は年末調整により税額控除を受けられます。	居住年によって、控除期間や控除額が異なります。 所得税から控除しきれなかった場合は、所得割額から控除されます。

※寄附金控除、医療費控除、雑損控除は、確定申告をすることで控除を受けることができます。

※住民税は、都道府県又は市区町村で異なる場合があります。

パート社員の年収と税金・社会保険の適用関係

パート 年収額	パート社員(妻)					所得者(夫)			
	所得税	住民税		社会保険		所得税・住民税		社会保険	
	課税	均等割	所得割	保険	年金	配偶者控除	配偶者特別控除	保険	年金
① 965,000以下 (新潟県新潟市)	×	×	×	健保 被扶養者	第3号	所 38 万 住 33 万	×	健保	厚年
② 965,000超 100万円以下	×	○	×	健保 被扶養者	第3号	所 38 万 住 33 万	×	健保	厚年
③ 100万円超 103万円以下	×	○	○	健保 被扶養者	第3号	所 38 万 住 33 万	×	健保	厚年
④ 103万円超 106万円未満	○	○	○	健保 被扶養者	第3号	×	所 38 万 住 33 万	健保	厚年
⑤ 106万円以上 130万円未満 (特定適用事業所勤務)	○	○	○	健保 被扶養者 被保険者	第3号 厚年	×	所 38 万 住 33 万	健保	厚年
⑥ 130万円以上 150万円以下	○	○	○	健保 被保険者	厚年	×	所 38 万 住 33 万	健保	厚年
⑦ 150万円超 201.6万円未満	○	○	○	健保 被保険者	厚年	×	△ 所得に応じ 段階的に	健保	厚年
⑧ 201.6万円以上	○	○	○	健保 被保険者	厚年	×	×	健保	厚年

(注 1) 年収が130万円未満であっても、パート社員本人が社会保険の適用要件に該当した場合は、被扶養者にはなれません。

(注 2) 被扶養者の年収が130万円以上となった場合は、(適用事業所に勤務する場合)社会保険に加入するか、又は(個人事業の飲食店等で適用事業所以外に勤務する場合)国民健康保険・国民年金に加入することになります。

「扶養の壁」イメージ図

